

# 国際法

小林友彦・鶴田 順

## はじめに

本欄で紹介するのは、昨年10月から本年9月までに本誌「文献月報」に掲載された著書・論文などである（国際経済法と国際環境法の文献については、それぞれ国際経済法と環境法の欄を参照されたい）。ただし、この期間中に「文献月報」に掲載された文献を遍くフォローできたわけではなく、また限られた紙幅の都合から、紹介を断念せざるをえなかった文献も多い。上記期間中に連載が終了していない文献については、次年度以降に委ねた。また、紹介した文献についても、我々の能力不足から誤解などがあるかもしれない。あらかじめお断りして、ご海容をお願いする次第である。なお、学会報告および論文の副題は原則として省略した。

## 1 学会活動

本年度の国際法学会の春季大会は、5月12日に龍谷大学で開催された。午前の部では、佐藤宏美「Joint Criminal Enterpriseの法理と慣習国際法」、齋藤民徒「国際法におけるauthorityの諸相」の報告が行われた。午後の部は、木村泰次郎「軍縮・不拡散をめぐる問題の現状と課題」、納家政嗣「冷戦後軍縮問題とガバナンス・システム」、黒澤満「核兵器の役割の低減」の報告が行われた。

国際法学会の秋季大会は、10月6日・7日に東京ビッグサイトで開催された。第一日目の午前の部は、共通テーマ「海洋法の現代的課題と展望：国連海洋法条約採択30周年」のもと、田中則夫「国連海洋法条約の成果と課題」、佐藤地「国連海

洋法条約と日本」の報告が行われた。午後の部は、西本健太郎「海洋管理と沿岸国管轄権」、都留康子「国家管轄権外の海洋生物多様性の保全をめぐる制度間相互作用と課題」、深町公信「公海漁業の規制」、古賀衛「大陸棚制度の展開」の報告がなされた。

第二日目の午前の部は、共通テーマ「国連国際法委員会と国際立法」のもと、村瀬信也「国際法の規範形成における国際法委員会の役割」、Donald M. McRae「The Interrelationship of Codification and Progressive Development in the Work of the International Law Commission」の報告がなされた。

午後の部は、三つの分科会に分かれて行われ、第一分科会は、共通テーマ「国際法形成過程の現代的展開」のもと、小森光夫「国際法規範形成の多様化・複合化とその位置づけ」、柴田明穂「条約制度と一般国際法のインターフェイス」、山本良「国際法実現過程におけるソフト・ローの機能」、河野真理子「国際司法裁判所による「国際法規則の解釈・適用」の意義」の報告がなされた。第二分科会は、共通テーマ「国際条約の作成と日本へ受容」のもと、道垣内正人「国際私法統一条約と日本」、早川眞一郎「ハーグ子の奪取条約と日本」、大谷美紀子「ハーグ子の奪取条約と人権」、山手正史「国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)と日本」の報告がなされた。第三分科会(公募セッション)は、木村ひとみ「気候変動分野の国際立法における締約国会議(COP)の役割の変容」、福井康人「軍縮分野におけるソフト・ロー立法の諸相」、武井良修「海洋法における旗国の責任」、山本慎一「国連集団安全保障体制の現況」の報告がなされた。

世界法学会の研究大会は、5月13日に龍谷大学で開催された。本大会の統一テーマ「災害と世界法」のもと、午前のセッション「自然災害：世界法の役割」では、植木俊哉「自然災害と国際法の理論」、渡部正樹「自然災害：国際機関および日本の対応」の報告が行われた。午後の分科会1「安全と賠償」では、繁田泰宏「厳格・拘束的かつ普遍的な原子力安全基準の設定と実効的遵守管理に向けて」、道井緑一郎「原子力損害賠償条約と日本の対応」の報告が行われた。分科会2「人権と環境」では、阿部浩己「原子力災害への人権の視座」、児矢野マリ「原子力災害と国際環境法」の報告が行われた。また、午後の部では、公募報告セッションも設けられ、川村真理「国連人道問題調整事務所の機能と組織化」、豊田哲也「17-18世紀の国際法言説の現実的文脈と国家中心主義」の報告が行われた。

なお、国際法協会日本支部の研究大会は、4月21日に東京大学で開催された。統一テーマ「国連の活動と展開」のもと、午前の部では、北岡伸一「安保理改革の政治力学」の報告がなされた。午後の部では、今井直「国連人権理事会の可能性と課題」、佐藤安信「人間の安全保障」のための「企業平和責任」(CPR)、望月康恵「国連の活動の展開と課題：「保護する責任」の適用を素材として」、最上敏樹「国連法体制と国際立憲主義」の報告がなされた。

## 2 総論、法源、歴史、条約法、 外交実務

総論に関して、松田竹男＝薬師寺公夫＝坂元茂樹＝田中則夫編『現代国際法の思想と構造(Ⅰ)(Ⅱ)』(東信堂)が、松井芳郎教授の古稀記念論文集として刊行され、藤田久一「フランス革命の国際法原則」、柳原正治「幕末期・明治初期の「領域」概念に関する一考察」、兼原敦子「国際義務の履行基盤としての領域」、松浦陽子「コソボ共和国における国家形成および国家承認の検討」、五十嵐正博「残された非自治地域と自決権」、水島朋則「未承認国への主権免除の付与について」、薬師寺公夫「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」、比屋定泰治「国際機関の裁判権免除」、山形英郎「条約解釈の補助的手段たる準備作業の意義」、徳川信治「欧州評

議会閣僚委員会による判決執行監視手続き」、西片聡哉「欧州人権条約における「民主主義」に関する一考察」、中坂恵美子「経済統合と人の自由移動」、村瀬信也「大気の保護」に関する法典化」、西村智朗「現代国際法と持続可能な発展」、高村ゆかり「気候変動分野における国境調整措置とそのWTO協定適合性」、繁田泰宏「個別国家の利益の保護に果たす予防概念の役割とその限界」、富岡仁「油による汚染損害に対する責任および補償に関する国際制度」、田中則夫「国家管轄権の限界を超える海域における生物多様性保全の課題」、坂元茂樹「普遍的管轄権の陥穽」、稲角光恵「刑事司法を通じた新植民地主義」、木原正樹「旧ユーゴ国際刑事裁判所判例上の「共同犯罪実体」概念」、酒井啓亘「国際司法裁判所特定事件裁判部再考」、浅田正彦「国際法における「武力紛争」の概念」、楢林建司「平和維持分野における国際連合とアフリカ連合のパートナーシップの模索」、松田竹男「安保理強制措置の多様化」、最上敏樹「普遍的公権力と普遍的法秩序」、奥脇直也「グローバル化時代における国際法」まで、歴史、国家、国際機構、条約、人権、環境、海洋、刑事法、紛争処理等を幅広くカバーしている。

また、秋月弘子＝中谷和弘＝西海真樹編『人類の道しるべとしての国際法』(国際書院)は、横田洋三教授の古稀記念論文集として刊行され、渡部茂己「グローバル・ガバナンスにおける統治機関としての国連」、丸山珠里「国家責任法における国家と私人との結びつきについて」、櫻井大三「プレア・ビヘア寺院事件」判決・再考」、大沼保昭「多極化世界における人権」、廣瀬訓「国際社会における新しい人権保障の可能性」、滝澤美佐子「国際人権保障と個人資格の専門家」、岩沢雄司「自由権規約委員会による法の適用と制定」、北村泰三「わが国における犯罪人引渡法の現状と課題」、林陽子「女性」とは誰か」、苑原俊明「先住民族の権利保障に関わる国連メカニズムについて」、佐藤義明「外国人労働者の受入れと国際法」、船尾章子「難民の国際的保護の創始およびその展開」、石原直紀「国連平和活動と警察」、吉村祥子「国連安全保障理事会によるテロリストに対する制裁」、則武輝幸「国連安全保障理事会による「喧嘩両成敗」、雨野統「国連暫定統治機構の「規則」の法的性格に関する一考察」、望月

康恵「国際社会における移行期正義」、折田正樹「日米安保条約の事前協議と核持込みに関する「密約」問題」、秋月弘子「国際機構法とアカウントビリティ」、坂根徹「世界銀行の開発援助プロジェクトにおける調達を規律する法構造の解明」、庄司克宏「EU統合の三角形モデルと「非対称性」問題」、久保田有香「投資協定仲裁手続における透明性」、中谷和弘「政府系ファンドと国際法」、長谷敏夫「予防原則の発展について」まで、国際法理論、国際人権法、国際安全保障法、国際経済法・環境法を幅広くカバーしている。

大沼保昭編『21世紀の国際法』（日本評論社）は、国際法の各分野と隣接諸分野である憲法学・法哲学・法社会学・国際政治学の研究者と大沼教授の対談・鼎談をという形式で、国際法の諸分野が抱える最先端の問題を扱いながら、国際法秩序のあり方をその根源から考察した。著作集として、中村泷編／大森正仁補訂『前原光雄 国際法論集』（慶應義塾大学法学研究会）、ホセ・ヨンパルト／吉田脩＝石司真由美編『自然法と国際法：ホセ・ヨンパルト教授著作集』（成文堂）もある。

法源に関して、皆川誠「韓国漁船拿捕事件再論」（早法87.3）は、日本の国連海洋法条約の批准に伴う国内法整備である1996年新領海法制定から1999年新日韓漁業協定成立までの間に発生した韓国漁船拿捕事件について、これら二つの条約・協定が同一事項に関する相前後する条約にあたるとして、後法優先原則の観点から検討し、本件のような条約関係においては、「対抗可能性」が条約の優先的適用を決定する重要な考慮要因であったことを明らかにした。長谷川正国「国際法における廃用（desuetude）の一考察」（福法56.4）は、米国の軍事行動が国連憲章体制に及ぼす影響に問題意識をもち、「廃用」という概念はある条約規定が事後の慣習法によって否定され終了する場合に限定して適用されると指摘した。渡部茂己「国際法の実質的法源としての国際機構の決議」（常磐大学／常磐国際紀要16）は、国際機構の決議の形式的法源としての可能性を検討した。その他、特集「The Contribution of International Environmental Law to International Law」（Japanese Yearbook of International Law 54）は、国際環境法が国際法一般の発展にどのように貢献したかについて検討した論考を集めたもの。

歴史に関して、若狭彰室「『戦争が条約に及ぼ

す効果』の正当化原理」（国際111.1）は、戦争・武力紛争が条約の有効性に及ぼす効果に関する18世紀後半から19世紀初頭までの学説を検討した結果、戦争による条約の終了・停止権は、従来通説とされてきた無法状態論ではなく、他国の権利を侵害する加害国の条約上の権利を否定することが被害国である正当な交戦国の権利の防衛に資するとする「権利防衛論」によって説明しうると指摘した。周圓「アルベリコ・ジェンティーリの正戦論」（一法11.1）は、戦争が万民法によって規律され、戦争遂行主体が国家同士であり、また戦争遂行者双方が正しいこともありうる等の内容から、ジェンティーリの国際法理論が法学的・世俗的・実質的であることを示した。明石欽司「国際法の完全性(4)完」（法研84.8）は、「国際法の完全性」概念の理論的根拠として「消極的残余原則」と「主権の残余原則」を挙げたうえで、具体的な規範の欠缺が存在すると認めることが法の発展を可能にすると構成して、国際法が完全であるという理論構成と国際裁判所がnon liquetを宣言する行為とが両立しうることを示した。同「立作太郎の国際法理論とその現実的意義」（法研85.2）は、実質的に外交顧問としても活動した立の学説を理論・実践の双方から再検討したもの。

国際法と国内法間の動的な相互作用については、本誌の「特集／国際社会におけるルール形成と国内法」（法時84.10）は、国家間合意のみならずトランスナショナルな枠組みによるハード・ローとソフト・ローが形成されるプロセスが国内法に及ぼす影響を分析した。本誌の「特集／憲法と国際人権法：共通の人権規範の確立に向けて」（法時84.5）は、東澤靖「企画の趣旨」によれば、各国の憲法秩序における国際人権法の国内適用をめぐる総論的論点を検討したうえで、各論的論点にも分析を加えたもの。うち総論的論点としては、山元一「グローバル化世界における公法学の再構築」が国際法学と憲法学の二元論的思考を克服した「公法学」への再結合の必要性を指摘し、薬師寺公夫「国際人権法から見た憲法規範の「限界」と可能性」が人権条約実施機関の「見解」の国内的位置づけをめぐる課題に光を当て、齊藤正彰「新たな人権救済制度がもたらす人権規範の共通化」が「多層的立憲主義」の下で国内機関と国際機関との対話や共生がなされるための課題を示した。また、ドイツ・フランス・トルコ・ロシア

を対象国とした「ミニシンポジウム／人権保障における憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」(比較法研究73)もある。

中内康夫「条約の国会承認に関する制度・運用と国会における議論」(立調330)は、日本における条約の国会承認に関する制度・運用について、とりわけ、国家の承認を要する条約の範囲や条約の国会での審議過程等について整理したうえで、国会による条約修正の可否、留保撤回の取扱い、条約の訳語や条約の廃棄・終了の国内手続等、条約の国会承認に関連して国会で議論となったいくつかの問題を紹介した。Tateishi Hiroko「L'impact du droit international sur la Constitution Japonaise: du point de vue de la protection des droits de l'homme」(志林109.4)は、明治憲法と現行憲法の採択手続とその下での条約の国内的地位とに注目して、とりわけ人権法分野における多元的な規範間調整のあり方に光を当てた。宮川成雄「アメリカの国際人権訴訟と国際慣習法」(同法351)は、米国裁判例における外国人不法行為法の適用の方向性について論じた。上河原献二「条約実施を通じた国内・国際双方向の変化」(北海道大学／新世代法政策学研究12)は、野生動植物の取引に関するワシントン条約における実行の検討を通じて、条約の国内実施と国際的実施が条約締約国の行政能力の向上をもたらし、条約制度における当該締約国の立場が向上し、それにより条約制度自体の変化が導かれるという、国際制度と国内制度の双方向の動態的過程に光を当てたもの。福田健太郎「破毀院判例に見る平等原則」(青森法政論叢12)は、欧州人権条約14条及び欧州人権裁判所による同条の解釈がフランス破棄院にどのように参照されたか分析したもの。また、岩沢雄司「憲法と国際法」(法教370)もある。

国際法実務については、Shinya Murase「Protection of the Atmosphere and International Law: Rationale for Codification and Progressive Development」(上法55.3=4)、杉山晋輔「地球規模の諸課題と国際社会のパラダイム・シフト」(早法86.4)、加藤喜久子「北極をめぐる現代的問題状況」(国際110.3)、福井康人「軍縮分野における多数国間条約の交渉枠組みについて」(国際111.1)等がある。

### 3 国家

櫻井利江「領土保全原則の適用範囲」(同法64.3)は、主権国家に属する集団の分離について、1990年代に発生した分離をめぐる紛争・実行や「コソボ独立宣言の国際法上の合法性事件」に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見の検討を通じて、自国の集団に対する深刻な人権侵害行為が国家によって実行された場合には、集団の自決権が当該国家の領土保全に優越し、集団による分離権の行使が認められるとする解釈を導いたもの。同「コソボ分離に関する国際法(4)完」は、ICJ勧告的意見要請を素材にして、国際法における分離権に関する学説・実行等を詳細に分析したもの。

### 4 領域

中野徹也「1905年日本による竹島領土編入措置の法的性質」(関法61.5)は、竹島編入措置を「固有の領土論」で正当化するには難があるとしつつ、無主地先占として構成できるとしても、その際に韓国に通告しなかった点が後世「侵略」と受け止められる一因となったと指摘した。アンドレイ・クラフツェビチ「日本と平和条約に関するロシアの立場」(志林109.2)は、日ロ間の領土問題について関連公文書を分析し、「クリル諸島」の地理的範囲の確定が重要な争点となりうると指摘した。

森田章夫「国際法上の海賊(Piracy *Jure Gentium*)」(国際110.2)は、シーシェパードによる調査捕鯨船に対する妨害行為の「国際法上の海賊行為」の認定可能性に関心を置きつつ、国連海洋法条約の諸規定を出発点として、19世紀、戦間期、公海条約起草時と1980年代の議論を整理することで海賊取締り制度の趣旨にまで踏み込んで、これらの明文規定の妥当性と限界を明らかにすることにより、「国際法上の海賊」概念の再検討を行った。海賊行為への対応については、小中さつき「海賊行為抑止のための国際法の発展の可能性」(早法87.3)もある。深町朋子「北極における領有・境界問題の展開」(国際110.3)は、北極のための特別法としばしば主張されるセクター原則の内容を整理したうえで、北極の陸地に対する領

域主権の設定方法と大陸棚の限界設定・境界画定に関する学説と実行を検討し、北極においては、権原レベルでのセクター原則の妥当性が一般的に否定されているものの、境界画定の局面ではセクター線が一定の効果をもたらすという特徴が示されていると指摘した。鶴田順「排他的経済水域(E E Z)」(外交12)は、E E Zにおける沿岸国の主権的権利・管轄権の行使と非沿岸国による「公海の自由」の享受の関係に焦点をあてて整理したもの。

青木節子「宇宙の探査・利用をめぐる「国家責任」の課題」(国際110.2)は、2009年の史上初の衛星衝突事件を素材にして、宇宙諸条約に基づく「打ち上げ国」の専属責任制度の下では適切な解決がみられない現状を確認したうえで、宇宙活動に関する国家責任が進みつつある方向を検討し、宇宙活動に真正の連関を有する主体の国籍国が自国民の負う損害責任を国際的に保証する方向へと変化が生じていること、宇宙活動に起因する損害についての責任は今後国家の専属責任から混合責任の方向に進むと考えられることを指摘した。小塚荘一郎「宇宙産業のための法と経済学」(学習院47.2)は、衛星・宇宙機等の金融取引に関する民法ルールを定めるものとして採択予定のケープタウン条約宇宙資産議定書を分析し、日本の課題も指摘した。Sunao Kai「Legal issues related to space debris」(Nihon University/COMPARATIVE LAW28)もある。

## 5 人権

本誌の「特集／重大・組織的な人権侵害に対する国際社会の対応」(法時84.9)は、今井直「国連人権機構による対応と課題」、小畑郁「重大・組織的な人権侵害とヨーロッパ人権条約制度」、清水奈名子「国連安保理による重大且つ組織的な人権侵害への対応と保護する責任」、東澤靖「重大・組織的な人権侵害事態と国際刑事裁判所(ICC)」を収める。

新垣修「無国籍者の難民性」(世界法年報31)は、難民と無国籍者の保護に関する国際制度が戦後に分化したことの意味を検証し、ニュージーランドの難民認定実践を素材にして、無国籍者の保護に対する認識が難民法上いかに構成され、それがいかに揺れているかを考察し、難民と無国籍者

の区分を再検討することが難民法世界で構成されてきた認識の解体や再編をもたらす可能性を示唆した。松田浩道「人権条約上の権利」の名宛人関係とその法的効果」(国際人権22)は、国内法化された人権条約の名宛人が誰であるかという問題に対して、「第三者のための契約」概念を用いて再構成することで、国内法の中に憲法上の権利と人権条約上の権利が並存し、人権条約上の権利を具体的権利と抽象的権利に区分できると指摘した。山口美帆「文化遺産の国際的保護における国際法観念」(法政論究90)は、第一義的には国内で保護される文化遺産を国際的に保護するための条約を素材として、「内的強制」を伴う国際法規範が国家以外の多様な法主体に「間接的規律」を及ぼすという理論構成が可能であることを示した。小坂田裕子「国際人権法における人間の尊厳」(2)」(中京46.3=4)は、世界人権宣言及び国際人権規約の起草過程から「人間の尊厳」概念の起源をたどり、共同体や文化を内包する社会的人間像が同概念の起草にあることを示した。同「地域的人権条約に基づく先住民族の土地に対する集団的財産権の承認」(国際人権22)もある。佐々木亮「ヨーロッパ人権裁判所の判例法に見る「差別」概念の拡大」(中大院41)は、民族的少数者にたいする間接差別が欧州人権条約違反を構成し、挙証責任が転換されるという判例法があることを示したうえで、合理的区別と不法な差別を分ける基準が重要だと指摘した。國信綾希「障害者権利条約に関する一考察」(慶院52)は、自由権と社会権のハイブリッド条約としての障害者権利条約のうち、特に「自立生活」に関する義務に焦点を当てて分析し、日本の障害者自立支援法の課題を示した。申恵丰「婚外子に対する差別的取扱いと国際人権法」(青法54.1)は、夫婦同姓を定める民法750条の改正作業が進んでいないことを立法不作為として、憲法と女性差別撤廃条約に違反すると指摘した。同「在日コリアン無年金高齢者の人権と国際人権法」(青法53.4)もある。

条約実践としては、岩沢雄司「自由権規約委員長としての2年を振り返る」(国際人権22)は、2009年以降の活動に関連して、国家報告手続における質問票先行方式の採用や個人通報制度の運用動向の解説に加え、条約の留保に関するI L Cガイドラインと人権条約との関係についても検討した。「国際人権機関の活動」(国際人権22)として、

大場雄一「国連人権機関の活動と日本の人権外交」、坂元茂樹「国連人権理事会諮問委員会」、林陽子「女子差別撤廃委員会」、寺中誠「アムネスティ・インターナショナル」がある。今井直「国際人権理事会の大規模人権侵害への対処機能に関する一考察」(国際人権22)は、アラブ・北アフリカ諸国の民主化の動きに対応して人権理事会が2011年以降に大規模人権侵害への対処行動を活性化させたことを指摘しつつ、今後の課題を示した。通報手続について、近畿弁護士会連合会人権擁護委員会国際人権部会=大阪弁護士会選挙議定書批准推進協議会編『国際人権条約と個人通報制度』(日本評論社)、渡辺豊「アフリカ人権委員会の通報手続における社会権の保障」(新潟44.4)がある。

## 6 責任

五十嵐宙「『テロとの戦い』における不干渉原則の違反に対する違法性阻却」(青社40.2)は、近年の国家実行の分析から、国連憲章2条4項に違反しないが不干渉原則には違反する武力行動について、緊急事態の場合以外にも必要性和均衡性の要件を満たせば違法性が阻却される可能性がある」と指摘した。前田直子「国際義務の「継続的侵害」概念」(京女1)は、手続的義務の違反をめぐる紛争の時間的管轄について検討したもの。Chie Sato「Legal Framework for Responsibility for Damage Caused by Nuclear Accidents」(MEIJI LAW JOURNAL19)は、原発事故による損害の賠償責任に関する国際法上の枠組みを解説したもの。

「保護する責任」については、多数の論考が物された。「特集/保護する責任と保護される権利の諸相」(世界法年報31)所収論文のうち、大沼保昭「『保護する責任』と『保護される権利』」は、「保護される権利」の主体の問題を手掛かりに、国際法をいかなる主体を想定する法体系として認識するかという「思考の枠組み」にかかわる問題を考察し、「国際法主体」と「国際法関与者」という二つの概念を用いて国際法現象を認識・解釈・評価することの意義を指摘した。また、前田直子「『保護される権利』」は、国際社会が武力による介入を行おうとする状況において、人道的危機に瀕する文民が「保護する責任」を国際社会に要求する主体となりうるかに焦点を当てて検討

し、「保護する責任」を国際法上の個人の権利として構成するためには、個人が国家から当該権利を一方的に付与されるのではなく、当該権利を実現するための手続が必要であると指摘した。「特集/『保護する責任』のゆくえ」(国際安全保障40.2)の上杉勇司「序論」は、ルワンダやボスニアでの惨事を教訓として提起された表題の概念について、介入の正当化や紛争予防のための概念ではなく、緊急事態に迅速な行動を起こすための概念であったことを指摘し、多元的な検討を促した。政所大輔「国連における「保護する責任」概念の展開」(国連研究13)は、2005年以降の実行から、同概念が国連加盟国の認識と行動に徐々に作用しつつあることを指摘し、リビア危機への対応を見ても同概念が実施の段階に入りつつあると指摘した。山形英郎「国際法形成過程における理論の役割」(法科43)は、「住民保護責任」概念が国連安保理による立法といえるかという問題の検討を通して、国連憲章の「憲法化」にも関わる現代的論点に光を当てた。上田秀明「保護する責任」の履行」(産法45.3=4)、松井芳郎「国連における「保護する責任」論の展開」(法教375)もある。

## 7 紛争の平和的解決

玉田大「国際裁判における理由附記義務」(神戸61.1=2)は、国際裁判の権威と正当性の根拠にかかわる理由附記義務の形成経緯を検討し、裁判判決において理由附記が要請される根拠を明らかにし、理由権威説が実定法上の根拠を有する点を解明し、さらに、理由附記義務に違反した場合、判決にいかなる法的効果が認められるかを検討し、理由権威説が主文権威説をどこまで抑制し得るかを解明した。李禎之「仮保全措置による国際共同体利益の保護可能性」(岡法61.3)は、国際司法裁判所の仮保全措置による国際共同体利益の保護可能性とその限界に関心をおいて近年の判例を分析し、権利保全という目的が仮保全措置には不可欠であること、被保全権利に関する要件(関連性テストおよび蓋然性テスト)が国際共同体利益を保護する仮保全措置に対する制約となり得ることを指摘した。小代久美子「欧州人権裁判所における受理可能性の基準の一考察」(早研141)は、訴訟増加による人権裁判所の機能低下を防ぐために受理可能性の選別機能を強化した欧州人権裁判所

規程第14議定書を分析し、それが救済制度の実効性の確保に資するものだと指摘した。石塚智佐「多数国間条約の裁判条項にもとづく国際司法裁判所の管轄権」(一法11.1)は、当事国の訴訟戦略のみならず裁判所の訴訟戦略にも光を当てた。濱本正太郎「投資協定仲裁の公的性質とICSID仲裁判断取消制度の新展開」(論叢170.4=5=6)は、国際仲裁制度の正統性確保にかかわる問題として仲裁判断の取消・実質的再審査をめぐる論点と課題を提示した。喜多康夫「コルフ海峡事件の先決的抗弁段階におけるイギリス政府の訴訟戦略」(帝京27.2)は、ICJでの訴状等の分析を通じて、国際裁判における訴訟戦略の現代的意義に光を当てた。

## 8 国際刑事法

竹内真理「域外行為に対する刑事管轄権行使の国際法上の位置づけ」(国際110.2)は、普遍的管轄権の根拠をめぐる問題を取り上げて、犯罪の性質や共同体的価値の主張する立場と管轄権の法構造とがいかなる関係にあるかを検討したうえで、実際に管轄権の衝突・対立が生じている事案に即して、管轄権の行使条件について考察を行った。望月康恵『移行期正義』(法律文化社)は、移行期正義概念の変遷を追跡し、真実和解委員会や国際刑事裁判所といった制度の多様性を背景として、真実追究や補償・アムネ스티に関する実体的な権利や原則が生成していく過程を明らかにした。稲角光恵「リビアにおける国際犯罪の処罰に関わる2011年の動向」(金沢54.2)は、リビアに関わる国際法上の犯罪の処罰についての事実を整理したうえで、ロッカビー事件の再捜査を要求する動きや2011年の武力紛争に関連して国際刑事裁判所で刑事責任を追及する試みを紹介した。安藤泰子『個人責任と国家責任』(成文堂)もある。

## 9 国際機構

丸山政己「国連安全保障理事会における立憲主義の可能性と課題」(国際111.1)は、国際テロリズム関連の国連安保理の実行を素材にして、国連安保理の権限・活動の正当化要因としての立憲主義と誓約要因としての立憲主義の両面から、国連安保理における立憲主義の可能性と課題を検討

し、国連安保理の機能変化を適切に法に基づかせるための指針が必要であり、立憲的アプローチ(機能主義でも立憲主義でもない「緩やかな立憲主義」)はあるべき方向性を模索するための視点を提供すると指摘した。加藤陽「国連憲章第103条の法構造(2)完」(大阪大学/国際公共政策研究17.1)は、「憲章上の義務」の他条約への「優先」を定める同条に関して、適用した場合の「優先」の効果と「義務」の範囲とに焦点を当てて分析し、前者については他条約を無効にするものではないこと、後者については権利や慣習法も対象となりうることを示した。権南希「武力紛争による環境損害の賠償メカニズムの制度化」(関法61.5)は、1991年の湾岸戦争におけるイラクのクウェート攻撃から生じた損害の事後救済のために設立された国連補償委員会は、とりわけ環境損害に関する賠償カテゴリーについて、戦争に伴う賠償問題を処理する従来の枠組とは異なる特徴を有するものであることを明らかにした。Tetsuo Sato「Transitional Justice, Peacebuilding, and International Law」(国際110.4)は、紛争後の平和構築のために国連が果たす役割を検討し、移行期正義の追求において新たな展開が見られることを示した。瀬岡直「国際の平和及び安全の維持に関する拒否権の行使・威嚇に対する批判的検討」(同法63.4)は、常任理事国が特別の責任を負うことが国連安保理における拒否権の本質だとしてスエズ危機を検討し、拒否権行使の制限が難しいことを認めつつ、平和維持活動(PKO)が一種の抑制として働いていると指摘した。酒井啓巨「ハイチにおける国連平和維持活動と日本」(論叢170.4=5=6)は、強化されたPKOとしての国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への自衛隊の参加問題について、理論的な課題を検討した。西海真樹「持続可能な開発の文化的側面」(国連研究13)は、環境と開発の調和を目的とする「持続可能な開発」概念が展開して文化環境の確保も含まれるようになっていくことを示し、その実現には多文化主義と文化権が重要であると指摘した。

## 10 軍縮・軍備管理・国際人道法・武力紛争法

阿部達也「化学兵器の使用禁止に関する規範の位相」(国際110.3)は、化学兵器の使用禁止に関

する国際法規範が、1925年のジュネーブ毒ガス議定書を起点として、人道法アプローチと軍縮法アプローチという二つの異なる系譜を通じて発展してきたことを明らかにした。高屋友里「弾道ミサイル不拡散レジームの履行確保制度に関する一考察」(早法87.3)は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)拡散防止へのこれまでの法的試みと課題、現在のICBM拡散防止レジームの構成要素の実効性について、検証制度をはじめとする履行確保制度の視点から考察した。

平和利用だと主張するイランによる核開発疑惑がNPT体制に提起した困難について、浅田正彦「イランの核問題と国際社会の対応」(論叢170.4=5=6)がある。藤田久一『核に立ち向かう国際法』(法律文化社)は、原爆判決、1977年追加議定書、核兵器の先制不使用問題、国際司法裁判所の判例及び核抑止論と集団的自衛条約に関する著者の検討をまとめたもの。また、黒澤満『核軍縮入門』(信山社)、黒澤満「核兵器不使用の論理と課題」(阪法61.3=4)、浦田賢治編著『核抑止の理論』(日本評論社)がある。

新井京「戦間期の英国における交戦権論争」(同法63.1)は、交戦権と中立国の権利の相克が、それぞれ英国と米国の利害対立と対応していることに焦点を当てて、1920年代後半の議論を検討し、戦争違法化の流れが海戦法規に及ぼした影響を示した。西嶋美智子「1930年代前半から中葉までの自衛権」(法政78.4)は、19世紀から国連憲章成立前までの自衛権研究の一環として、表題の時期の国際連盟の実行、国家実行および学説における自衛権の捉え方を分析し、「武力行使」も禁止されるという見方が有力ではあったものの一致した解釈はなかったことを指摘した。同「戦間期の「戦争の違法化」と自衛権」(九法103)もある。

真山全「文民保護と武力紛争法」(世界法年報31)は、「保護する責任」の文脈での文民と武力紛争法上の文民との関係に焦点を当てて検討し、赤十字国際委員会が2009年に発表した「国際人道法における敵対行為への直接的参加の概念に関する解釈指針」が非国際的武力紛争においても構成員性基準を適用するとしている点に注目し、そのことは国際的と非国際的の武力紛争を同じように説明する傾向を一層強化し、保護される文民の範囲を縮小してしまい、文民を危険に晒してしまう可能性があることを指摘した。Yutaka Arai-

Takahashi「The Principle of Humanity under International Humanitarian Law in the “Is/Ought” Dichotomy」(Japanese Yearbook of International Law 54)は、人道性と軍事的必要性の二つが、「当否か存在か」「演繹か帰納か」のかたちで交錯する国際人道法において、人道性の原則を解釈するための方向性を模索したもの。岩本誠吾「国際法から見た無人戦闘機(UCAV)の合法性に関する覚書」(産法45.3=4)は、戦闘員資格のない米CIAによる無人戦闘機使用の国際人道法上の合法性を検討したもの。

広見正行「武力紛争の終結(2)完」(上法55.1)は、現代国際法における休戦協定や降伏規約に関する学説や判例を検討し、それらが武力紛争終結時期を画する法律行為として機能するのみならず、それ以降の武力行使を禁じる*jus ad bellum*としての機能をも有することを示した。同「一般国際法における休戦協定の『重大な違反』に対する措置」(上法56.1)は、休戦協定の重大な違反を理由として戦闘行動の再開を正当化できるかについても検討したもの。

田中誠「戦争犯罪概念の歴史的変容」(防衛法研究35)、清水正義『「人道に対する罪」の誕生』(丸善プラネット)、ジョン・ヘーガン『戦争犯罪を裁く(上)(下)』(NHK出版)、野澤基恭「ジェノサイド条約適用に関する国際法上の論点」(平成国際大学研究所論集11)もある。

## 11 教科書・判例集など

教科書としては、酒井啓亘=寺谷広司=西村弓=濱本正太郎『国際法』(有斐閣)、小松一郎『実践国際法』(信山社)、杉原高嶺=水上千之=臼杵知史=吉井淳=加藤信行=高田映『現代国際法講義〔第5版〕』(有斐閣)、杉原高嶺『基本国際法』(有斐閣)、徳川信治=西村智朗編著『テキストブック法と国際社会』(法律文化社)等がある。

判例集としては、小寺彰=森川幸一=西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』(有斐閣)、島田征夫編『学習国際条約・判例集』(成文堂)などがある。

(こばやし・ともひこ 小樽商科大学准教授)  
(つるた・じゅん 海上保安大学校准教授)